

令和5年度奄美満喫ツアー助成事業 Q & A

Q & A 事業全般

Q1. 旅行終了後に遡って申請することはできますか？

A1. 助成対象期間中の旅行であり、かつ、募集期間中であれば、遡って申請できます。

Q & A 事業全般

Q2. 国や都道府県、他団体が実施する旅行助成事業との併用はできますか？

A2. 当事業と同様の旅行助成事業との併用はできません。
ただし、「**全国旅行支援**」に限り、併用が可能です。
詳細は事務局にお問い合わせください。

Q3. 1回の旅行で、バス等ツアー助成とコンベンション誘致助成など二つ以上の助成事業を併用することはできますか？

A3. 1回の旅行で二つ以上の助成事業を重複して申請することはできません。

Q4. 実施要綱に、「島内における新型コロナウイルス感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある」とありますが、具体的にどのような場合に停止するのですか？

A4. 次の事態が発生した場合、一時的に事業を停止することがあります。停止期間中の旅行は、助成の対象になりません。

(ただし、事態発生日の翌日までに開始した旅行は、助成対象になります。詳細は事務局までお問い合わせください。)

- ・奄美大島コロナ警戒レベルの「警戒レベル5」が発令されたとき
※奄美大島コロナ警戒レベルについてはP4を参照
- ・鹿児島県内において、国または県独自の「緊急事態宣言」が発令されたとき
- ・鹿児島県以外の都道府県において、国または都道府県独自の「緊急事態宣言」が発令され、かつ、宣言の中に「不要不急の往来は自粛」に相応する文言が入っているとき
⇒当該都道府県からの旅行のみ停止することがあります
- ・その他、事業を実施することが適当でないと実行委員会会長が判断したとき

令和4年度 奄美大島コロナ警戒レベル

～感染防止対策の徹底と社会活動の維持に向けて～

(R4.4.27改訂)

発生市町村における
公共施設等
の対応例

高
警戒レベル
低

警戒レベル	状態	心がけていただきたい行動目安	発生市町村における 公共施設等 の対応例
警戒レベル 5	・奄美大島内での感染の拡大が認められ、かつ、島内での医療体制の維持の危機	【住民・事業者・来島者】 国や県、市町村の最新の情報に基づき、 最大級の警戒を！！	○公共施設ごとに「 休館 」措置の検討 ○市町村主催行事等の中止措置の検討
警戒レベル 4	・奄美大島内で感染拡大の可能性が認められる、もしくは、医療体制への負荷の蓄積	○自分を守る行動（うつらない） ○周りへの配慮行動（うつさない）を徹底！ 【住民】感染防止対策のさらなる徹底を！ 【事業所】感染防止対策の取組をさらに強化！ 【来島者】感染防止対策を徹底した上で行動を！	○公共施設ごとに利用制限等の検討 ○市町村主催行事等の開催方法の検討
警戒レベル 3	・奄美大島内で感染者が確認され、当該感染者に起因する感染拡大の可能性が小さい場合 もしくは ・人の往来による感染リスクの高まり	○自分を守る行動（うつらない） ○周りへの配慮行動（うつさない）の実践！ 【住民】基本的な感染防止対策の徹底！ 【事業者】業種ごとガイドラインの徹底！ 【来島者】マスク着用などしまっちゅへの心遣いをしっかりと！	○感染拡大防止対策を徹底し、通常どおり運営
警戒レベル 2	・奄美大島内での感染者無し	【住民】「新しい生活様式」に基づく行動を！ 【事業者】業種ごとガイドラインに基づく対策を！ 【来島者】マスク着用などしまっちゅへの心遣いを！	○感染拡大防止対策を徹底し、通常どおり運営
警戒レベル 1	・治療法の確立	【みんなで】「ポストコロナ社会」として、 これまでの生活様式を見直そう！！	○「新しい生活様式」を定着、通常運営

この表は奄美大島における統一した目安です。国や都道府県が示す警戒レベルとは異なりますのでご注意ください。
感染が確認された際の、具体的な注意喚起や「公共施設等の対応」については、各市町村から発信される情報をご確認ください。
国や県による緊急事態宣言が発令された場合には、本表にかかわらず、協力などをお願いすることがあります。

Q & A 旅行商品造成助成事業

Q5. 一つの旅行商品で、旅行商品造成助成事業とバス等ツアー支援事業の二つの事業に申請できますか？

A5. 一つの旅行商品で二つ以上の助成事業の重複申請はできません。

Q6. 下期の募集期間はいつからですか？

A6. 募集期間は、上期下期ともに、令和5年4月1日～令和6年1月31日です。

ただし、予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがあります。

Q7. 宿泊のみの商品は助成対象になりますか？

A7. 宿泊のみの商品（航空券等を旅行者自身が手配するもの）については、実施要綱第3条（1）の要件を満たしていないため、助成対象になりません。

Q8. 受注型企画旅行は助成対象になりますか？

A8. 本事業は、募集型企画旅行の商品造成を誘発するための事業です。旅行者からの依頼に応じて造成した受注型の旅行商品は助成対象になりません。
なお、受注型旅行のうち、学会や大会等のコンベンション、学生スポーツ・ゼミ合宿、学校研修旅行等は他の助成事業をご利用いただける場合があります。

Q & A バス等ツアー助成事業

Q 9. 旅行中に利用する車両の種別が複数にまたがる場合、助成金額はどのように算定されますか？

A 9. 実施要綱第5条のとおり、最も長い時間利用した車両の種別で算定します。利用した時間が同じ場合は大きい種別で算定します。

Q & A コンベンション誘致助成事業

Q10. 社員旅行は助成対象になりますか？

A10. 「親睦を主たる目的とする社員旅行」は、助成の対象になりません。
実施要綱第3条(2)のとおり、本事業の助成対象のコンベンションとは、団体や組織、企業が主催する「特定の問題に対する意見・見解の交換、討論、主張の公表などを行う大会・会議・研修会」のことを指します。

Q & A 学生スポーツ・ゼミ合宿助成事業

Q11. サークル合宿は助成対象になりますか？

A11. 「親睦を主たる目的とする旅行」は助成対象外です。実施要綱第3条のとおり、本事業の助成対象になる合宿とは、競技技術の向上のために行う学生のスポーツ団体の強化練習又は大学等の教員指導のもとに行われる調査研究等のための合宿です。

Q12. 小中学生のクラブ活動合宿は助成対象になりますか？

A12. 助成対象になりません。

A11.のとおり、本事業の助成対象は、強化練習又は調査研究等のための合宿です。そのため、助成対象は高校生以上の学生団体に限ります。